

令和4年度（2022年度）盲ろう者通訳・介助員養成事業等実施要項

この要項は、令和4年度（2022年度）盲ろう者通訳・介助員養成事業等の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第1条 本事業の名称は、「令和4年度（2022年度）盲ろう者通訳・介助員養成事業等」とする。

（事業目的）

第2条 ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、聴覚障がい者等のコミュニケーション手段の確保に必要な事業を総合的かつ効果的に実施することにより、聴覚障がい者等が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、自己表現、自己実現及び社会参加を通じて生活の質的向上が図れるようにする。

（事業内容）

第3条 事業内容は、次のとおりとし、その具体的内容は、別記1 令和4年度（2022年度）盲ろう者通訳・介助員養成事業等仕様書に定めるものとする。

- （1） 盲ろう者通訳・介助員養成事業
- （2） 要約筆記者養成事業
- （3） 手話通訳者養成事業

（個人情報の取扱い）

第4条 事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、個人情報取扱特記事項（別記2）を遵守すること。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別記1

令和4年度（2022年度）盲ろう者通訳・介助員養成事業等仕様書

1 盲ろう者通訳・介助員養成事業

(1) 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、訪問介護員（ホームヘルパー）、障がい者支援施設職員等を対象に、盲ろう者通訳・介助員の養成を行う。

(2) 養成対象者

盲ろう者の通訳、介助を申し出た者のうち、受託者が適当と認めたものを養成対象者とする。

(3) 講習内容

「盲ろう者向け・通訳・介助員の養成カリキュラム等について」（平成25年3月25日障企自発第0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）で定められたカリキュラムに準じ、講習会等の方法により実施する。

(4) 講習受講者の費用負担

受講に係る教材費等は、受講者の負担とすること。また、教材費等の他に、受講料を徴することができるものとする。

(5) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業における通訳・介助員の登録

ア 本事業の講習を修了した者に対して、受講修了証書を交付する。

イ 本事業の講習を修了した者で、特に活発な奉仕活動の期待できる者については、本人の承諾を得て、盲ろう者通訳・介助員として登録する。

ウ 前記イにより登録された盲ろう者通訳・介助員に対し、これを証明する通訳・介助員登録証（別記第1号様式）を交付する。

エ 前記ウにより通訳・介助員登録証を交付した者のうち、活動ができなくなった通訳・介助員については、通訳・介助員登録証を返還させ登録を抹消する。

オ 令和5年（2023年）3月31日時点での通訳・介助員について、受託者の長は、事業修了後、盲ろう者通訳・介助員登録台帳（別記第2号様式）により、実施主体に報告するものとする。

(6) 盲ろう者通訳・介助員の協力内容

盲ろう者通訳・介助員は、盲ろう者、受託者の長等から通訳・介助の要請があった場合には、広報活動、障がい者の文化活動、スポーツ大会等の地域活動に協力するものとする。

(7) 留意事項

盲ろう者通訳・介助員は、盲ろう者の人格を尊重して活動するとともに、当該盲ろう者の身上及び家庭に関して知り得た秘密はこれを守らなければならない。

2 要約筆記者養成事業

(1) 事業内容

要約筆記に必要な要約技術及び基本知識を習得した要約筆記者を養成する。

(2) 養成対象者

要約筆記の奉仕を申し出た者のうち、受託者が適当と認めたものを養成対象とする。

(3) 講習内容

「要約筆記者の養成カリキュラム等について」（平成23年3月30日障企自発第0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）で定められたカリキュラムに準じ、講習会等の方法により実施する。

(4) 講習受講者の費用負担

受講に係る教材費等は、受講者の負担とすること。また、教材費等の他に、受講料を徴することができるものとする。

(5) 要約筆記者の登録

ア 本事業の講習を修了した者に対して、受講修了証書を交付する。

イ 本事業の講習を修了した者で、特に活発な要約筆記活動が期待できる者については、本人の承諾を得て要約筆記者として登録し、また、その者の居住地を管轄する市町村長からの求めがある場合は、市町村長への情報提供に応じる旨を事前に届けた要約筆記者の氏名及び住所等を市町村へ通知する。

ウ 前記イにより登録された要約筆記者に対し、これを証明する要約筆記者証（別記第3号様式）を交付する。

エ 前記ウにより要約筆記者証を交付した者のうち、活動ができなくなった者については、要約筆記者証を返還させ、登録を抹消する。

オ 令和5年（2023年）3月31日時点での要約筆記者について、受託者の長は、事業終了後、要約筆記者登録台帳（別記第4号様式）により、実施主体に報告するものとする。

(6) 要約筆記者の協力内容

要約筆記者は、聴覚障がい者、受託者の長等から要約筆記の要請があった場合には、広報活動、障がい者の文化活動、スポーツ大会等の地域活動に協力するものとする。

(7) 留意事項

要約筆記者は、聴覚障がい者の人格を尊重して活動するとともに、当該聴覚障

がい者の身上及び家庭に関して知り得た秘密はこれを守らなければならない。

3 手話通訳者養成事業

(1) 事業内容

手話に必要な手話表現技術及び基本知識を習得した手話通訳者を養成する。

(2) 養成対象者

手話の奉仕を申し出た者のうち、受託者が適当と認めたものを養成対象者とする。

(3) 講習内容

「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」（平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）に定められた手話通訳者養成カリキュラムに準じ、講習会等の方法により実施する。

また、当講習は、基礎課程コース及び応用・実践コースの2コースを実施することとし、養成対象者は、2年間の期間において、初年度に基礎課程コース、次年度に応用・実践コースの講習を受講するものとする。

(4) 講習受講者の費用負担

受講に係る教材費等は、受講者の負担とすること。また、教材費等の他に、受講料を徴することができるものとする。

(5) 手話通訳者の登録

ア 本事業の講習を修了したのに対して、受講修了証書を交付する。

イ 本事業の講習を修了した者で、特に活発な通訳活動が期待できる者については、本人の承諾を得て手話通訳者として登録し、また、その者の居住地を管轄する市町村長からの求めがある場合は、市町村長への情報提供に応じる旨を事前に届けた手話通訳者の氏名及び住所等を市町村へ通知する。

ウ 前記イにより登録された手話通訳者に対し、これを証明する手話通訳者証（別記第5号様式）を交付する。

エ 前期ウにより手話通訳者証を交付した者のうち、活動ができなくなった通訳者については、手話通訳者証を返還させ、登録を抹消する。

オ 令和5年（2023年）3月31日時点での手話通訳者について、受託者の長は、事業終了後、手話通訳者登録台帳（別記第6号様式）により、実施主体に報告するものとする。

(6) 手話通訳者の協力内容

手話通訳者は、聴覚障がい者、受託者の長等から手話通訳の要請があった場合には、広報活動、身体障がい者の文化活動、スポーツ大会等の地域活動に協力するものとする。

(7) 留意事項

手話通訳者は、聴覚障がい者の人格を尊重して活動するとともに、当該聴覚障がい者の身上及び家庭に関して知り得た秘密はこれを守らなければならない。

4 共通事項

(1) 1～3の事業は、熊本県と熊本市が合同で事業を実施する。

(2) 事業の実施に要する経費の負担については、平成25年（2013年）4月1

日付け締結の協定書により、熊本県6割、熊本市4割とする。

別記第1号様式

(表)

第 号	通訳・介助員登録証
住所 氏名 生年月日	
上記の者は、盲ろう者通訳・介助員派遣事業における通訳・介助員として登録されていることを証明します。	
令和 年 (年) 月 日	
受託団体の長	

(裏)

<p>1 本登録証は、他人に貸与したり、譲渡することはできません。</p> <p>2 本登録証は、通訳・介助業務に従事するときは、必ず携帯してください。</p> <p>3 本証を紛失したときは、速やかに<受託団体>に届け出てください。</p> <p>4 通訳・介助員としての活動ができなくなった場合は、速やかに本証を<受託団体>に返還してください。</p>
--

別記第3号様式

(表)

第 号	要約筆記者証
住所 氏名 生年月日	
上記の者は、要約筆記者として、登録されていることを証明します。	
令和 年 (年) 月 日	
受託団体の長	<input type="checkbox"/> 印

(裏)

<p>1 本証は、他人に貸与したり、譲渡することはできません。</p> <p>2 本証は、要約筆記業務に従事するときは、必ず携行してください。</p> <p>3 本証を紛失したときは、速やかに<受託団体>に届け出てください。</p> <p>4 要約筆記者としての活動ができなくなった場合は、速やかに本証を<受託団体>に返還してください。</p>
--

別記第5号様式

(表)

第 号	手話通訳者証
住所 氏名 生年月日	
上記の者は、手話通訳者として、 登録されていることを証明します。	
令和 年 (年) 月 日	
受託団体の長	印

(裏)

<p>1 本証は、他人に貸与したり、譲渡することはできません。</p> <p>2 本証は、手話業務に従事するときは、必ず携帯してください。</p> <p>3 本証を紛失したときは、速やかに<受託団体>に届け出てください。</p> <p>4 手話通訳者としての活動ができなくなった場合は、速やかに本証を<受託団体>に返還してください。</p>
--

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託団体は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、委託業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託団体は、委託業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託団体は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託団体は、委託業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受託団体は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ熊本県及び熊本市の承諾を得なければならない。

(従事者の特定等)

第6 受託団体は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 受託団体は、熊本県及び熊本市の指示又は承諾がある場合を除き、委託業務に関して知ることのできた個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託団体は、委託業務を処理するために熊本県及び熊本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を、熊本県及び熊本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受託団体は、委託業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、熊本県及び熊本市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

乙は、熊本県及び熊本市の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、熊本県及び熊本市が受託団体に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第10 受託団体は、委託業務を処理するために熊本県及び熊本市から引き渡され、又は受託団体自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料、電子媒体等は、委託業務完了後直ちに熊本県及び熊本市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、熊本県及び熊本市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 受託団体は、委託業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、委託業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、この契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県第66号)第44条又は第45条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第12 熊本県及び熊本市は、受託団体が委託業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託団体に対して必要な指示を行い、又はこの特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求められることができるものとする。

(実地調査)

第13 熊本県及び熊本市は、必要があると認めるときは、受託団体が委託業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14 受託団体は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに熊本県及び熊本市に報告し、熊本県及び熊本市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 熊本県及び熊本市は、受託団体がこの特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

